

訪問看護重要事項説明書

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業所

事業者の名称	長崎県対馬病院訪問看護ステーション
事業者の所在地	長崎県対馬市美津島町雞知乙 1168 番 7 長崎県対馬病院本館別棟 2 階
法人種別	長崎県病院企業団
代表者名	所長 八坂 貴宏
管理者	小宮 早苗
電話番号	0920-54-5505

介護保険法令及び健康保険法令に基づき長崎県知事から指定を受けている事業所 名称（指定番号）	長崎県病院訪問看護ステーション （長崎県 426209022 号）
各事業所につき介護保険法令及び健康保険法令に基づき長崎県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類	訪問看護

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	高齢者や障害者の方々が一日でも長く在宅生活が継続できるように主治医の指示に基づいて訪問看護サービスを提供する
運営方針	ステーション看護師は、利用者等の特性を踏まえ、心身機能の維持回復を図るとともに、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。 又、生活の質を重視した在宅療養が継続かつ確保できるよう、支援体制を整えていきます。

3. 事業所の職員体制と職務内容

職種	常勤	非常勤	計	職務内容
管理者	1 名	0 名	1 名	当事業所の総括責任者、主治医と各サービス関係機関との連絡調整
看護師	3 名	0 名	3 名	訪問看護サービスの提供

4. 営業時日及び営業時間

営業日	月～金 ※土、日、祝祭日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 <u>24 時間対応体制</u>

※営業日・営業時間帯に関わらず、24 時間体制を取っておりますので、緊急時などは、時間外でも訪問いたします。ただし、時間外の場合は料金が異なります。

5. 訪問看護サービス内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等、日常生活の指導
- ④ 褥創の予防・処置
- ⑤ 認知症の看護
- ⑥ 薬剤の管理指導
- ⑦ リハビリ援助行為
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等、医療機器の管理
- ⑩ その他、医師の指示による医療処置

6. 利用料金

1) 介護保険をご利用の場合

	訪問看護	特別地域加算	合計	利用者負担		
				1 割	2 割	3 割
30 分未満	4710 円	707 円	5417 円	542 円	1083 円	1625 円
30 分以上 1 時間未満	8230 円	1235 円	9465 円	947 円	1893 円	2840 円
1 時間以上 9 0 分未満	11280 円	1692 円	12972 円	1297 円	2594 円	3892 円

緊急時訪問 看護加算 574 単位/月 (5740 円)	定期的に行う訪問看護以外でご利用者やご家族さんより緊急の求めがあった際に常時対応でき、必要時訪問できる体制を整備しています。 この加算を算定することにより、通常は早朝・夜間 25%増、深夜 50%増のところ、初回の時間外訪問看護は基本サービス費のみを請求させていただきます。	利用者負担		
		1 割	2 割	3 割
		574 円	1148 円	1722 円

時間外の訪問看護 2 回目以降の料金

早朝（午前 6 時～午前 8 時）夜間（午後 6 時～午後 10 時） ※25%増し

	訪問看護	特別地域加算	合計	利用者負担		
				1 割	2 割	3 割
30 分未満	5888 円	883 円	6771 円	677 円	1354 円	2031 円
30 分以上 1 時間未満	10288 円	1543 円	11831 円	1183 円	2366 円	3549 円
1 時間以上 9 0 分未満	14100 円	2115 円	16215 円	1622 円	3243 円	4865 円

深夜（午後 10 時～午前 6 時） ※50%増し

	訪問看護	特別地域加算	合計	利用者負担		
				1 割	2 割	3 割
30 分未満	7065 円	1060 円	8125 円	813 円	1625 円	2438 円
30 分以上 1 時間未満	12345 円	1852 円	14197 円	1420 円	2839 円	4259 円
1 時間以上 9 0 分未満	16920 円	2538 円	19458 円	1946 円	3892 円	5837 円

【その他】

	内容	料金
特別管理加算	訪問看護に関して特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合、その月の第1回目の訪問看護を行った日に250単位（2,500円）もしくは500単位（5,000円）が加算されます。 特別な管理とは： 特別管理加算（Ⅰ）500単位/月 ・在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態 や留置カテーテル等を使用している状態	5,000円
	特別管理加算（Ⅱ）250単位/月 ・在宅酸素療法指導料等を受けている状態や真皮を超える褥創の状態等 ※前記状態で早朝・夜間・深夜の時間帯に緊急訪問看護を受けた場合、月に1回目は緊急時訪問加算で対応できますが2回目以降はそれぞれ、25%、50%と加算されます。	2,500円
特別地域訪問管理加算	当事業所は厚生労働大臣の定める地域に所属する事業所である為、1回の訪問につき15%を加算いたします。	

2) 医療保険をご利用の場合

【訪問看護基本療養費】

	1 日につき
週 3 日目まで	5550 円
週 4 日目以降	6550 円

※同日日に複数訪問した場合 2 回/日：4500 円加算 /3 回以上/日：8000 円加算

【管理療養費】

月の初回	7,670 円
月の 2 回目以降	3,000 円 ×回数分

負担額は上記利用料にもとづきます。

種類	負担率
国民健康保険	3 割負担
社会保険	3 割負担
被爆者	無料

※前期高齢者保険、後期高齢者保険の方は所得に応じて負担率は変わります。

【その他】

	内容
24 時間対応体制加算	利用者が安心して自宅で暮らせるよう、当ステーションでは緊急時訪問を行えるように 24 時間対応体制をとっております。そのため、その月の第 1 回目の訪問看護を行った日に 6520 円が加算されます。 ※利用者又はその家族等の同意がある場合
重症管理加算	訪問看護に関して特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護実施に関する計画的な管理を行いかつ月 4 回以上の訪問を行った場合、その月の第 1 回目の訪問看護を行った日に 2500 円または 5000 円が加算されます。 特別な管理とは：重症度の高いもの 5000 円加算は ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開指導管理を受けている状態 ② 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態 ※それ以外の特別な管理は 2500 円

【その他の利用料金：これは保険対象外です】

営業日以外（土、日、祝祭日および年末年始）の 患者・家族希望による訪問		2000 円
死後の処置料	清拭 更衣 エンゼルメイク	5000 円
	エンゼルセット代	3300 円

3) 利用料金の支払い

ご利用頂いた料金は、病院医事係より翌月 10 日以降に請求書と納入通知書を郵送しますので、長崎県対馬病院の会計の窓口でお支払いいただくか、最寄りの十八親和銀行で納入通知書をご利用の上、お支払いください。

7. 通常事業の実施する地域

通常事業の実施地域は、厳原町、美津島町、豊玉町、峰町です。

8. 緊急時の対応方法

訪問看護中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送など必要な処置を行い、しかるべき処置をした場合には速やかに主治医へ報告いたします。

9. 事故発生時の対応

当事業所は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な処置を行います。当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生時には速やかに損害賠償を行います。

10. 相談窓口・苦情対応

要望、苦情等の相談窓口として、訪問看護ステーション管理者が速やかに対応いたします。又、当該事業所以外でも介護保険での苦情相談窓口を設置しておりますので、気軽にご利用下さい。

長崎県対馬病院 訪問看護ステーション	相談窓口 担当：長崎県対馬病院訪問看護ステーション 看護師 小宮 早苗 利用時間：平日（月～金）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 電話：0920-54-5505
対馬市役所	保険課 利用時間：平日（月～金）午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分 電話：0959-58-1118
国民健康保険 団体連合会（長崎県）	介護保険課 利用時間：平日（月～金）午前 9 時～午後 5 時 長崎市今博多町 8-2 電話：095-826-1599

11. 個人情報の保護

- 1) 当事業所は、利用者の個人情報について個人情報の保護に関する法律を遵守し適切な取り扱いに努めます。又、当事業所が得た個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では使用しません。外部の情報提供については了解を得るように致します。
- 2) 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を保持いたします。従業者であった者は従業者でなくなった後もこれらの秘密を保持します。
- 3) 個人情報を使用する場合は、書面による同意を得て使用致します。

12. その他

長崎県対馬病院では将来の地域医療を担う医学生や看護学生の病院実習の受け入れ基幹になっております。

当事業所は併設施設として学生を同行させ在宅ケアを実際に体験してもらっております。医学、看護教育の必要性をご理解いただき御協力お願い致します。

令和 6 年 6 月 1 日

令和 年 月 日

指定訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 所在地 長崎県対馬市美津島町雞知乙 1168 番 7
長崎県対馬病院本館別棟 2 階

事業所 長崎県対馬病院訪問看護ステーション

氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住 所 対馬市 _____

氏 名 _____ 印

上記代理人（代理人を選定した場合）

住 所 対馬市 _____

氏 名 _____ 印

(利用者との続
柄)